

## ○美濃加茂市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱

平成28年4月1日  
告示第60号

### (趣旨)

第1条 この告示は、美濃加茂市が発注する建設工事の請負契約の入札における透明性、競争性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図ることを目的として実施する事後審査型条件付き一般競争入札の執行に関し、美濃加茂市契約規則（昭和39年美濃加茂市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく条件付き一般競争入札に参加するための事前の申請手続を簡素化し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格の審査を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

### (対象工事)

第3条 事後審査型入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が3,000万円以上の工事とし、市長が美濃加茂市指名業者選定委員会要綱（昭和48年美濃加茂市訓令甲第9号）第2条の美濃加茂市指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り、これを決定するものとする。

### (参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業の許可を有する者で、美濃加茂市指名競争入札参加者選定要綱（平成28年美濃加茂市告示第59号）第3条の美濃加茂市指名競争入札参加資格者名簿に登録されているもの
- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による評定の総合数値が対象工事ごとに定める数値以上である者
- (3) 対象工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者その他必要な職員を適正に確保している者
- (4) 事後審査型入札の公告の日から当該入札の日までの間に、美濃加茂市競争入札指名停止措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第61号）の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (5) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続き開始

の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく更生計画認可の決定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく再生計画認可の決定を受けていること。

(8) 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと。この場合において、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある」とは、次のア又はイに該当する者とする。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者

(9) 対象工事に入札参加しようとする者の間に次のア又はイに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続き開始の決定や会社更生法の規定による更生手続き開始の決定を受けた会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合とする。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

(10) その他対象工事ごとに市長が必要と認める資格があること。

2 前項第2号の定める数値及び同項第10号の認める資格については、市長が指名委員会に諮り、これを決定するものとする。

（参加申請書の提出）

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める期日までに事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（設計図書の閲覧等）

第6条 市長は、事後審査型入札に関する設計図書その他の書類を経営企画部財政

課及び市のホームページにおいて閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧に供する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 経営企画部財政課における閲覧 事後審査型入札の公告の日から当該入札の日の前日までの美濃加茂市の執務時間を定める規則（令和6年美濃加茂市規則第58号）第2条に定める執務時間中

(2) 市のホームページにおける閲覧 事後審査型入札の公告の日から当該入札の日の前日まで

(入札)

第7条 入札参加者は、事後審査型入札に当たり、市長が工事費の内訳が分かる書類の提出を求めたときは、当該書類を市長に提出しなければならない。

(開札)

第8条 市長は、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格を入札した者から落札順位を付し、落札順位が1位の者を落札した候補者（以下「落札候補者」という。）と決定するものとする。

(確認申請書等の提出)

第9条 落札候補者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）、同種工事施工実績書（様式第3号）、配置予定技術者の同種工事施工実績書（様式第4号）その他市長が入札参加資格の確認に必要と認める書類（以下「確認申請書等」という。）を市長に提出し、当該入札の参加資格の確認を受けなければならない。

2 前項の確認申請書等の提出期限は、確認申請書等の提出を求められた日から2日以内とする。

3 市長は、落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者の入札を無効とするものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第10条 市長は、落札候補者から提出された確認申請書等を受理した日から2日以内（市の休日は含まない。）に内容を審査し、当該落札候補者の入札参加資格の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、落札候補者の入札参加資格を適格と決定したときは、当該落札候補者を当該工事の入札の落札者とするものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、落札候補者の入札参加資格を不適格と決定したときは、当該落札候補者の次の落札順位を付した者を新たに落札候補者とするものとする。

(落札決定の通知等)

第11条 市長は、前条第2項の規定により適格と決定したときは、速やかに、当該落札者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、落札候補者の入札参加資格を不適格と決定したときは、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第5号）により当該落札候補者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知により参加資格がない旨の決定を受けた者で、その決定に疑義あるものは、市長に対し、当該通知を受理した日から起算して7日以内に書面により決定の理由の説明を求めることができる。
- 4 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、当該書面を受理した日から起算して7日以内に、理由の説明を求めた者に書面により回答するものとする。

（秘密の保持）

第12条 市長は、事後審査型入札が終了するまでは、入札参加者から提出された確認申請書等の内容その他当該入札に関する情報を公表してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日告示第14号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第47号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日告示第10号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日告示第152号）

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（入札参加希望者用）

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年　月　日

美濃加茂市長　（氏　名）　宛

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に関する事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名及び工事場所

工　事　名	
工　事　場　所	美濃加茂市

2 資格確認申請事項

建設業許可	許可番号	
	許可区分	特定　一般（○で囲む）
	業種名	工事業
入札参加資格	総合評定値通知書の評点	点
	施工実績	有り　無し（○で囲む）
	配置予定技術者	有り　無し（○で囲む）

注記 1 開札後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）に関係書類を添付して提出してください。

2 電子入札システムにより申請する場合、代表者の押印は不要。

様式第2号（第9条関係）

（落札候補者用）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年　　月　　日

美濃加茂市長　（氏　名）　宛

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に関する事後審査型条件付き一般競争入札の参加資格について、  
美濃加茂市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱第9条第1項の規定による  
確認を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請書の記載  
事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名及び工事場所

工　　事　　名	
工　　事　　場　　所	美濃加茂市

2 添付書類

- 建設業許可証の写し
- 経営規模等評価結果通知書の写し(最新のもの)
- 同種工事施工実績書（様式第3号）
- 配置予定技術者の同種工事施工実績書（様式第4号）
- 配置予定技術者を申請日前3箇月以上雇用していることを証するものの  
写し
- その他市長が指定する書類

※特別簡易型総合評価落札方式の場合は以下の書類も添付

- 現役の消防団員は、団員手帳の1頁及び健康保険証等の写し、分団長経  
験者の場合は健康保険証等の写し（該当者のみ）
- クリーンパートナー合意書及び前年度の年間活動報告書の写し（該当者  
のみ）
- 前年度の除雪、融雪剤散布業務契約書の写し（該当者のみ）

様式第3号 (第9条関係)

同種工事施工実績書

商号又は名称

代表者氏名

印

工 事 名 等	工 事 名	
	発 注 機 関	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態 等	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)
工 事 概 要	工 事 内 容	

注1 の該当箇所にレ又は■を付けてください。

注2 当該工事請負契約書の写し又はC O R I N Sの工事カルテの写しを添付してください。

様式第4号 (第9条関係)

配置予定技術者の同種工事施工実績書

商号又は名称

代表者氏名

印

現場代理人  主任技術者  監理技術者

氏名		
最終学歴及び卒業年次		
技術資格の名称 取得年月日 登録番号		
工事 歴 経 歴	工事名	
	発注機関	
	施工場所	
	契約金額	
	従事期間	年月日～年月 日
	従事役職名	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
	工事概要	

注記1 の該当箇所にレ又は■を付けてください。

注記2 資格証明書の写しを添付してください。

様式第5号（第11条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適格通知書

第 号  
年 月  
日

商号又は名称  
代表者氏名 様

美濃加茂市長（氏名）印

年 月 日付けで申請のあった下記の工事に関する事後審査型  
条件付き一般競争入札の参加資格について審査をした結果、不適格と決定した  
ので、美濃加茂市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱第11条第2項の  
規定により通知します。

記

工事名	工事
工事場所	美濃加茂市 地内
入札日時	年 <span style="margin-left: 20px;">月</span> <span style="margin-left: 20px;">日</span> 午前・午後 <span style="margin-left: 20px;">時</span> <span style="margin-left: 20px;">分</span>
入札場所	美濃加茂市
不適格 の理由	

注記

- 1 決定に疑義があるときは、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この説明を求める場合は、年 月 日までに美濃加茂市経営企画部財政課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）